



## 守口市報道提供資料 (行政情報)



令和8年2月18日

報道関係者様

### 行政代執行による特定空家等の除却について

#### → 主な概要

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に規定する「特定空家等」であると認められる建築物について、法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行による解体工事に着手します。

当該特定空家等は、外壁の崩落や建築物の倒壊の恐れがあるため、このままでは住民等に大きな被害が発生することが危惧されています。令和4年情報提供以降、法令に基づく指導を行ってきましたが未だ改善がなされていません。このため、令和7年12月12日付けで法による「命令」の措置を実施しておりますが、措置期限（令和8年1月9日）までに改善が図られていないことから、法第22条第9項の規定に基づき、守口市が行政代執行による除却を実施します。

#### → とき・ところ・内容

- 1 工事期間 令和8年3月4日（水）・9日（月）・10日（火）・11日（水）  
(ただし、進捗状況や天候等の理由により、変更することがあります。)  
※3月4日（水）午前10時に現地で代執行宣言後、着手します。
- 2 工事場所 守口市滝井西町一丁目1-10（住居表示）  
守口市滝井西町一丁目16番地3（地番）
- 3 工事内容 当該特定空家等（基礎の部分を除く）の除却

#### 【問合せ】

守口市役所都市整備部住宅まちづくり課

電話 06-6992-1696 (直通)